

通達区分	一 般 通 達
有効期間	5年(令和12年3月31日まで)

県 本 部 各 部 課 長 殿
 県 下 各 警 察 署 長

宮 本 備 第 2 9 6 号
 宮 本 務 第 4 0 2 号
 令 和 7 年 3 月 1 9 日
 宮 城 県 警 察 本 部 長

宮城県警察本部大規模災害対応業務継続計画について（通達）

地震等の大規模災害が発生した場合において、警察本部各部課等（仙台市警察部を含む。）の職員が災害対策業務を適切に行うとともに、優先度が高い業務の継続性を確保するため、別添のとおり宮城県警察本部大規模災害対応業務継続計画を策定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、警察本部の各所属にあっては、計画に基づき、的確な業務の推進に努められたい。

なお、各警察署にあっては、警察本部の大規模災害対応業務継続計画を参考として、所属における大規模災害対応業務継続計画を策定されたい。

宮城県警察本部大規模災害対応業務継続計画

第1 目的

宮城県警察本部大規模災害対応業務継続計画（以下「本計画」という。）は、県内において、地震等の大規模災害が発生し、警察職員（以下「職員」という。）が被災し、又は施設が損壊した場合においても、災害対策業務を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本方針

本計画の実施に当たっては、警察本部各部課等（仙台市警察部を含む。以下「各所属」という。）が相互に連携を密にして一体的な活動を行うとともに、自治体等関係機関と連携し、的確な業務の推進に努めるものとする。また、本計画を発動した場合は、時機を逸することなく宮城県公安委員会に報告しなければならない。

第3 想定する大規模災害と被害想定

1 想定する大規模災害

本計画における大規模災害は、宮城県地域防災計画に定める想定地震（注）のうち最大の被害が予想される「東北地方太平洋沖地震」を想定する。

なお、本計画では地震被害を想定しているが、その他の大規模災害発生時においても、適宜準用するものとする。

（注）宮城県地域防災計画に定める想定地震：東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震、スラブ内地震及び長町ー利府線断層帯地震

2 被害想定

(1) 人的被害

死者	約5,500人
負傷者	約3,900人（うち重傷者 約370人）
避難者	約28万人

(2) ライフライン被害

電気	停電人口	約132万人
上水道	断水人口	約75万人
下水道	下水道機能支障人口	約43万人
都市ガス	供給停止個数	約21万戸
通信	通信支障人口	約31万戸

第4 業務継続実施体制

1 業務継続実施責任者

(1) 設置

各所属に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長並びに警察学校長をいう。）をもって充てる。

(2) 任務

実施責任者は、各所属の本計画に関する業務を管理する。

2 業務継続実施副責任者

(1) 設置

各所属に業務継続実施副責任者を置き、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長及び警察学校副校長をもって充てる。

(2) 任務

業務継続実施副責任者は、実施責任者の業務を補佐する。

第5 業務の分類

各所属の所掌する業務を大規模災害の発生に備え、あらかじめ次の4種類に分類するものとする。

1 災害応急対策業務

大規模災害が発生した場合に警察が執るべき措置で、大規模災害に伴い新たに発生する業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務

2 継続の必要性の高い通常業務

電力、通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及びその家族の被災等の人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務

3 管理事務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務

4 その他の通常業務

緊急に実施する必要がなく、一定期間大幅な縮小や中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務

なお、各所属における非常時優先業務及び管理事務については、別表のとおりとする。

第6 平素の措置

1 備蓄、情報通信等の確保

(1) 備蓄等

総務部会計課長は、大規模災害発生時において、食料その他物資が不足することに備え、平素から食料、その他物資の適切な備蓄及び管理を図ること。また、職員は、職場において、各自着替え、非常食等の準備に努めること。

(2) 装備品の管理

総務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）は、大規模災害の発生に備え、必要な装備品の適切な管理に努めること。

(3) 情報通信の確保

ア 警備部警備課長は、東北管区警察局宮城県情報通信部と連携の上、平素か

ら大規模災害発生時において、災害警備本部等に必要な通信資機材を迅速に確保して設置できる体制を保持すること。

イ 総務部情報管理課長は、大規模災害発生時において、情報システムの適切な運用及び障害復旧を迅速に行うため、平素から訓練を行うなど体制を確立すること。

(4) 電源の確保

庁舎の管理責任者（庁舎管理規則（昭和40年宮城県規則第64号）第3条第2項に規定する管理責任者をいう。以下「庁舎管理責任者」という。）は、大規模災害の発生に伴う電源供給の停止に備え、装備施設課長と連携して平素から非常用自家発電機の点検、整備を実施するとともに、大規模災害発生時において、迅速に対応できる体制を確立すること。

(5) 救護用品の確保

警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保すること。

2 職場環境の整備

実施責任者は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンタ等の転落・落下防止及び資料等の散逸を防止するため、キャビネット等の施錠や転落防止の措置を実施するとともに、事前に非常用電源コンセントの位置を明確にしておくこと。

3 人員の把握

実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務及び管理業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくこと。特に非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずること。

4 安否確認の手順の周知

実施責任者は、安否確認の手順、報告要領等について、平素から職員及びその家族に教養を行うなど周知を図ること。

5 代替施設の整備

(1) 代替施設の決定

警察本部庁舎が被災し、災害警備本部を設置できない場合は、災害の規模、被災地域、インフラ、ライフラインの状況等を総合的に判断し、次の場所のいずれかに災害警備本部を設置するものとする。

ア 宮城県警察学校 （第1順位）

イ 宮城県警察機動センター （第2順位）

ウ 宮城県警察機動隊 （第3順位）

(2) 備蓄・情報通信等の確保

大規模災害の発生時において、食料や事務用物資等が入手困難となった場合に備え、代替施設には、平素から備蓄食料等に努めるものとする。また、平素

から通信施設の整備、情報システムの機能の確保及び電源供給の停止に備えた非常用電源の確保に努めるものとする。

6 教養・訓練

実施責任者は職員に対し、本計画の周知を図るほか、大規模災害が発生した場合を想定した災害対処能力及び危機管理意識の向上並びに災害に起因する健康障害を防止するための教養及び訓練を積極的に実施するものとする。

7 点検・修正

実施責任者は本計画の内容について絶えず点検し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第7 大規模災害発生時の措置

1 安否確認

(1) 職員等の安否確認

実施責任者は、大規模災害が発生したときは、職員及びその家族の安否を確認すること。

(2) 安否確認の方法

ア 自身及び家族の安否確認

職員は、大規模災害が発生したときは、家族の安否を確認し、自身及び家族の安否について、実施責任者に報告すること。

イ 災害警備本部への報告

実施責任者は、職員及びその家族の安否の情報を集約し、災害警備本部に報告すること。

ウ 災害伝言ダイヤル等の活用

地震発生後は、電話による通話が困難になることが予想されることから、安否確認及びその報告に当たっては、携帯電話の電子メール、災害掲示板、災害伝言ダイヤル等を活用して行うこと。

2 業務継続のための執務体制の確立

(1) 招集等

職員の招集及び参集は、宮城県警察非常招集規程（平成8年宮城県警察本部訓令第11号）に定めるところによるほか、大規模災害が発生し、「宮城県警察災害警備実施要領の改正について（通達）」（令和5年3月3日付け宮本備第171号。以下「実施要領」という。）で定める非常体制を発令した場合には、災害警備本部等の要員に指定された職員を招集し、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

(2) 非常招集及び非常参集上の留意事項

ア 応招及び参集時の服装

警察官は、原則として出動服とし、その他の職員は、災害警備活動に適した服装とする。ただし、特殊な任務に従事する者は、当該任務に適した服装とする。

イ 携行品等

職員は、宮城県警察非常招集規程第9条に規定するもののほか、3日程度を基準とし、着替え、非常食、雨衣、軍手、現金、収納ザック等長期の活動に対応することができる物を携行するものとする。

3 本計画の発動、継続等

(1) 本計画の発動

大規模災害の発生時における本計画の発動は、実施要領に定める非常体制が発令された場合のほか、警察本部長が必要と認めたときとする。

(2) 非常時優先業務の継続

非常時優先業務の継続は、警察本部庁舎及び職員の被災など出動が不能な職員の割合に応じて警察本部長が判断するものとする。

(3) 通常業務への移行

通常業務への移行は、災害の規模、ライフライン、公共交通機関の復旧状況等を考慮し、警察本部長が総合的に判断するものとする。

4 業務継続のための執務環境の整備

(1) 庁舎機能の確保等

ア 庁舎の立入禁止等の措置

庁舎管理責任者は、大規模災害により、庁舎が破損した場合は、立入禁止等の措置を講じるものとする。また、実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給時は、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の使用を抑制する。

イ 来庁者への対応

実施責任者は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時的に待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時的に待機させるものとするが、待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部と調整し、来庁者を庁舎周辺の避難所等に案内し、又は誘導するものとする。

(2) 負傷者への対応

厚生課長は、職員に負傷者が発生した場合は、救護用品を活用した応急救護処置を施すとともに、必要な措置を講ずるものとする。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	公安委員会に関すること。
		特別派遣部隊の援助要求に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	所管行政に関する総合調整に関すること。
		警察運営の大綱方針に係る企画及び立案に関すること。
		県議会の連絡に関すること。
		被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	食料の確保及び配分に関すること。
		支援物資の収受及び配分に関すること。
		県費予算の要求に関すること。
		警察活動に必要な物品の調達に関すること。
		国費予算及び県費予算の執行に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	遺失・拾得業務の支援に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	来庁者の避難誘導に関すること。
		本部庁舎施設の緊急点検及び復旧に関すること。
		電話交換業務に関すること。
		通信機材の運用及び管理に関すること。
		各施設の被害状況の把握に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	拳銃、実包、無線機等の管理状況の把握に関すること。
		警察車両の整備に関すること。
		装備資機材の調達及び運用に関すること。
		警察車両の運用及び調達に関すること。
		施設の復旧に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害広報に関する主管課広報担当者への助言と報道機関との連絡調整に関すること。
		災害関連の相談、苦情の受理と相談関係機関との連絡調整に関すること。
		取材便宜供与調整及び現場報道対策に関すること。
		災害関連のホームページ更新に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	相談、苦情の受理及び管理に関すること。
		通常事案のお知らせ対応に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置に伴う支援に関すること。
		情報システム機能の確認、回復等に関すること。
		警察庁及び管区警察局に対する情報システムの障害状況の報告及び連絡に関すること。
		運用制限による災害警備活動に必要な情報システム機能の確保に関すること。
		通信事業者の通信回線等障害状況の把握、連絡調整に関すること。
		庁舎内LAN回線の応急修理、特設執務室等へのLAN回線設置に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	照会業務に関すること。
		I T機器の障害対応及び修繕対応に関すること。
		情報システムの運用に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	各署留置施設及び検察庁同行室の被災状況並びに被留置者の安否確認に関すること。
		被留置者の避難及び解放の状況の確認に関すること。
		被留置者の移送及び釈放状況の確認に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	各署に対する被留置者移送の支援に関すること。
		仙台地方検察庁・仙台拘置支所等関係機関との連絡調整に関すること。
		被留置者の食料の補給に関すること。
		集中護送に関する企画、運営に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	総合当直に関すること。
		災害警備本部に対する行方不明職員の身上等の情報提供に関すること。
		被害者等への支援に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	職員の人事に関すること。
		司法警察員の指定等に関すること。
		職員の病気休暇等に関すること。
		各種手当に関すること。
		警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
		給与の支給に関すること。
		犯罪被害者等給付金に関すること。
		臨時職員の任用に関すること。
		被害者支援の企画及び関係機関・団体との連携、調整に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	受援連絡隊の編成及び運用に関すること。
		特別派遣部隊の受援に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	
管理事務		上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	訟務事務の処理に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	監察関連業務（非違事案の調査、懲戒処分等に限る。）に関すること。
		表彰に関すること。
管理事務		上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害を起因とする健康障害の防止と対応
		保健衛生（救急薬品の配分等）に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	職員の健康管理に関すること。
管理事務		上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	被災地における生活安全対策に関すること。
		警察災害派遣隊被災者支援部隊、特別犯罪抑止部隊等の運用に関すること。
		犯罪情勢の把握に関すること。
		流言飛語の対策に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	酩酊者、行方不明者、迷子、その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
		安全安心に関する市民等への情報伝達に関すること。
		犯罪予防一般に関すること。
		犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関すること。
		風俗営業、古物営業、警備業等の許認可業務に関すること。
		火薬類の運搬に関すること。
		銃砲刀剣類所持等取締法の許認可業務に関すること。
		核燃料物質、放射性同位元素、特定物質及び届出病原体の運搬に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容			
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害に関する行方不明者に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	人身安全関連事案への対応に関すること。			
		子供・女性対象脅威事犯に関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	生活安全班に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に関すること。
		少年事件の捜査及び調査に関すること。
		警察庁、関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	火薬類の取締りに関すること。			
		高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。			
		環境関係事犯の取締りに関すること。			
		保健衛生関係事犯の取締りに関すること。			
		経済関係事犯の取締りに関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	S N S による救助要請情報等の確認に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	インターネット上の違法情報、有害情報に関すること。
		重大なサイバー事案に関すること。
		サイバーテロ発生時の連携に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置に関すること。
		警察庁及び管区警察局への報告・連絡調整に関すること。
		警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
		被災者の救出及び救護活動に関すること。
		警察災害派遣隊地域部隊等の運用に関すること。
		災害情報及び被災情報の収集伝達に関すること。
		防災関係機関との連絡調整に関すること。
		関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	交番及び駐在所における地域警察官の運用に関すること。
		水難、山岳遭難その他の事故における人命救助に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	通信指令室及び各警察署の通信機器被害の把握並びに損傷（壊）機器類の修理及び応急措置に関すること。
		通信統制と通信状態の確保に関すること。
		警察署、移動局等への被害状況の報告、指示に関すること。
		被害情報の収集及び集約に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	110番受理及び指令業務に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	救出救助活動及び避難誘導活動に関すること。
		交通規制による円滑な交通の確保に関すること。
		警備部隊の編成、運用に関すること。
		代替災害警備本部設置時の施設運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警ら用無線自動車等による警らに関すること。
		重要防護対象等の警戒活動に関すること。
		大規模警備実施に伴う対応に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	仙台駅利用者の避難誘導及び救出救助活動に関すること。
		鉄道事業者との連絡体制の確立に関すること。
		他県鉄道警察隊との連絡体制の確立に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	J R 駅構内及び同駅周辺の警戒警らに関すること。
		仙台市地下鉄駅構内の警戒警らに関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害に対応した刑事部の捜査運営に関すること。
		災害に乗じた犯罪被害状況の集約に関すること。
		検視統計に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	公判対応に関すること。
		指名手配に関すること。
		捜査共助に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	検視の総括に関すること。
		身元確認、遺体引渡し等に関すること。
		警察災害派遣隊刑事部隊等の運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	発生事故・事件等緊急事案への対応に関すること。
		身柄拘束事件の処理等継続処理を要する事案への対応に関すること。
		装備・予算に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害便乗型詐欺事件発生に伴う捜査に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	主管する事件発生に伴う捜査に関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	被災地における窃盗犯罪の捜査取締りに関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	重要窃盗事件捜査に関すること。
		関係都道府県及び関係機関との連絡及び調整に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	検視に関すること。
		身元確認資料の採取に関すること。
		行方不明者等の歯牙記録の収集に関すること。
		法医歯科協力医の運用に関すること。
		指掌紋による身元確認に関すること。
		警察災害派遣隊身元確認支援部隊の運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	事件事故等緊急事案への対応に関すること。
		現場鑑識一般に関すること。
		指掌紋・足跡跡の選別・照会・鑑定業務に関すること。
		警察犬・同指導士に関すること。
		被疑者鑑識資料の採取・登録に関すること。
		写真の印画に関すること。
		鑑識活動に使用する装備品等の調達・修繕・予算に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察災害派遣隊特別犯罪抑止部隊の運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	重大な事件・事故等の捜査に関すること。
		犯罪統計の分析及び活用に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	被災地での不法事案の捜査取締りに関すること。			
		特別機動捜査部隊の運用に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	重要事件捜査に関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	検視に係る鑑定及び検査に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	法科学のうち至急鑑定を要する項目の鑑定及び検査に関すること。
		重要・凶悪事件発生時の現場活動に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	外国人犯罪組織の動向把握に関すること。			
		一般の外国人への情報提供に関すること。			
		暴力団組織等の動向把握に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	主管する事件発生に伴う捜査に関すること。			
		関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整に関すること。			
		国際捜査共助に関すること。			
		マネーロンダリング対策に関すること。			
		組織犯罪情報の収集、集約及び分析に関すること。			
		主管する暴力団犯罪捜査に関すること。			
		中止命令発出等の暴力団対策法の運用に関すること。			
		保護対策に関すること。			
		指定暴力団再指定に向けた資料集約に関すること。			
		暴力団排除条例の適用及び広報に関すること。			
		暴力団の情報、資料及び分析管理に関すること。			
		管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。		

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	拳銃、薬物及び外国人犯罪組織に関する事犯の発生状況の把握及び情報収集に関すること。
		関係機関との連絡調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	主管する事件発生に伴う捜査に関すること。
		拳銃等及び薬物対策に関する広報活動に関すること。
		拳銃等及び薬物事犯に係る総合的な企画及び調整に関すること。
		通訳及び翻訳に関し、関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、管区警察局への報告及び連絡調整に関すること。
		交通対策に関すること。
		道路被災状況の把握に関すること。
		関係機関との連絡調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	県民への情報伝達に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	緊急交通路の確保に関すること。
		広域交通規制・管制の実施に関すること。
		交通安全施設の被災状況の確認及び復旧業務に関すること。
		緊急通行車両の確認事務に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	交通情報に関すること。
		広域又は大規模交通規制・管制についての連絡調整に関すること。
		交通管制システム等の維持管理に関すること。
		交通安全施設の復旧に係る予算要求等に関すること。
		道路使用、車庫証明等の許認可業務に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察災害派遣隊交通部隊等の運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	
	継続の必要性の高い通常業務	運転免許業務に関すること。
		運転者管理システムの運用に関すること。
		運転免許の行政処分に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	交通規制及び交通路線の確保に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	交通事故の初動的な措置及び交通事故に係る犯罪の初動捜査に関すること。			
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。			

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	高速道路における交通対策に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	高速道路における交通情報に関すること。
		高速道路における交通規制の実施に関すること。
		高速道路における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置及び運用に関すること。
		県災害対策本部への職員の派遣に関すること。
		被害情報の収集及び集約に関すること。
		災害警備状況の把握に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警備犯罪の取締り及び捜査に関すること。
		警備情報の収集、分析及び調査に関すること。
		サイバー攻撃発生時の初動対処、捜査、情報収集及び分析に関すること。
		警察庁等との連絡調整に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置及び運用に関すること。
		災害警備の総括に関すること。
		警察庁及び管区警察局への報告・連絡調整に関すること。
		県災害対策本部への職員の派遣に関すること。
		警察災害派遣隊の運用に関すること。
		被災者の救出救助活動に関すること。
		警備部隊の編成及び運用に関すること。
		災害情報及び被災情報の収集伝達に関すること。
		防災関係機関との連絡調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警衛・警護警備に関すること。
		重要防護施設の警戒警備に関すること。
		集会、集団行進及び集団示威運動の許可等に関すること。
		緊急事態等（大規模な災害を除く）発生時の対応に関すること。
		広報対応をはじめとする県民等への正確な情報伝達に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置及び運用に関すること。
		県災害対策本部への職員の派遣に関すること。
		災害情報及び被災情報の収集伝達に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	外国人に係る警備情報の収集、分析及び調査に関すること。
		外国人に係る警備犯罪の捜査に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部との連絡体制の確立に関すること。			
		救出救助活動の実施に関すること。			
		災害に伴う装備品の運用管理に関すること。			
		部隊出動に伴う部隊編成に関すること。			
		補給（災害関連）に関すること。			
		代替災害警備本部設置時の施設運用に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	重要防護施設の警戒警備に関すること。			
		各種出動要請に伴う出動（災害以外）に関すること。			
		各種装備品の点検整備に関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	代替災害警備本部設置時の施設運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	施設の維持管理に関すること。
		災害警備活動の補助に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容			
非常時優先業務	災害応急対策業務	仙台市災害対策本部との連絡調整に関すること。			
		仙台市の区域内を管轄する警察署の災害に関する連絡調整に関すること。			
	継続の必要性の高い通常業務	仙台市との連絡調整に関すること。			
		仙台市の区域内における業務運営の総合的な企画及び調整に関すること。			
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。				